

令和 8 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会建設部会

目 次

重点要望事項

1	多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する 総合的・一体的な道路整備の促進	1
2	地域公共交通に関する整備促進等	3
3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに 下水道事業に係る財政負担の軽減等	5
4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備	7
5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	8
6	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	10
7	原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	13
8	都市農業の振興に向けての諸施策の充実	14
9	多摩産業交流センターを核とした広域多摩地域の産業振興促進 ...	16
10	多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	17
11	自然災害に対する防災体制の確立	18

一般要望事項

1	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る継続的な 財政支援の実施	20
2	木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援	21
3	都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等	22
4	企業誘致制度の更なる充実	23
5	商店街活性化事業の拡充	24
6	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	25
7	アスベスト対策の強化	27

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
都市整備局	2	地域公共交通に関する整備促進等		3	○
	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	環境	5	○
	4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備		7	○
	5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	環境	8	○
	6	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	環境	10	○
産業労働局	4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備		7	○
	5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	環境	8	○
	7	原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	総文 環境	13	○
	8	都市農業の振興に向けての諸施策の充実		14	
	9	多摩産業交流センターを核とした広域多摩地域の産業振興促進		16	
	10	多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	総文	17	○
建設局	1	多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する総合的・一体的な道路整備の促進		1	
	2	地域公共交通に関する整備促進等		3	○
	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	環境	5	○
	4	業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備		7	○
	5	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	環境	8	○
	11	自然災害に対する防災対策の確立	総文	18	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
都市整備局	1	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る継続的な財政支援の実施		20	
	2	木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援		21	
	7	アスベスト対策の強化	環境	27	○
産業労働局	4	企業誘致制度の更なる充実	総文 環境	23	○
	5	商店街活性化事業の拡充		24	
	6	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	環境	25	○
建設局	6	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	環境	25	○
住宅政策本部	3	都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等		22	

重 点 要 望

1 多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する総合的・一体的な道路整備の促進

要望先 建設局

多摩地域においては、重要な都市基盤施設である道路網の拡充整備が、依然として全国平均よりも立ち遅れており、慢性的な交通渋滞や、幹線道路の未整備による生活道路への交通流入が市民生活に多大な影響を与えている。また、地域の基盤となる準幹線道路や生活道路の整備については、財源不足により十分に対応できていない状況にある。ついては、これらの道路整備を促進するため、以下の方策を講じること。

(1) 事業化計画における優先整備路線の整備

都施行路線については、次期計画においても継続的な道路整備を進め、現計画において優先整備路線に位置付けられている路線についても着実に道路整備を進めること。あわせて、事業化に当たっては、早い段階から地元各市はもとより、地域住民等に対しても丁寧かつ積極的な情報提供を行うこと。

(2) 都市間連携、都県間連携の強化に向けた道路整備

広域道路ネットワークの形成やボトルネック箇所を解消するため、南北主要5路線及び東西主要4路線の整備を積極的に進めること。また、広域防災拠点へのアクセス性向上及び公共交通を含む都市間・都県間の連携強化のため、事業認可前の用地先行取得等様々な手法を用い道路整備を促進し、早期整備を図ること。

(3) 安全・快適な道路環境の整備

都道における歩道について、狭小で危険な場所や歩道未設置箇所に対し早期に拡幅等安全対策を進めるとともに、概成区間や用地取得が行われている箇所については自転車通行空間やバスベイ、歩行者滞留スペース等地域に合った効果的な安全策を講じること。また、引き続き市道の安全対策に対する技術的支援を行うこと。

(4) 市町村土木補助制度の拡充

一部の補助率が引き上げられたが、老朽化した道路及び道路付属物の改修には多額の費用がかかることから、更なる市町村土木補助の補助率引上げや補助対象の拡充を図り、補助制度の柔軟な運用を検討すること。

（５）無電柱化の推進

安全で快適な道路空間創出のため、都の計画に位置付けられた路線について早期整備を図るとともに、無電柱化チャレンジ支援事業における市の財政的負担を少しでも縮減できるよう補助制度の拡充を図ること。また、長期間の工事の進捗に応じた補助額の柔軟な変更や積極的な技術支援を図るとともに、関係事業者等に対する指導等を強化すること。

2 地域公共交通に関する整備促進等

要望先 都市整備局、建設局

各種公共交通は、都市間の連携を図る基幹的システムとして、多摩地域の自立都市圏形成に寄与している。起終点になりえる駅周辺や危険踏切等含めた整備の推進・新設等により輸送サービスの向上をさせるとともに、集約型の地域構造に転換していくうえで欠かせない、地域に密着した重要な交通手段である地域公共交通ネットワークの形成・維持への支援のため、以下の方策を講じること。

(1) 多摩都市モノレールの早期事業化及び着実な執行

多摩都市モノレールについては、交通結節点としての機能充実等、地元からも期待されていることから、関係各所との協議・調整を加速し、事業化区間を着実に整備し早期完了を図り、併せて未着手区間の早期事業化を図ること。なお、事業を進めるうえで地元市の状況に鑑み、技術面や財政面での幅の広い支援を行うこと。

(2) 駅周辺の基盤を含めたＪＲ及び私鉄各線の整備促進

連続立体交差化や複線化、複々線化、更には鉄道延伸等を行うことで輸送サービスの向上が図れることから、公共交通の発着点となる駅周辺の基盤を含め早期事業化や関係者協議を進めるとともに、技術面・財政面の支援をすること。また、ホームドアの設置やバリアフリー化を促進するため、補助対象駅の拡大や、補助率の引上げ等更なる財政支援を図ること。

(3) 地域公共交通ネットワークの形成及び新たな移動手段の導入に対する補助制度の拡充

地域公共交通は、地域住民のニーズの複雑化や運転手不足等の影響から安定的な移動に支障をきたしている。ついては、「東京における地域公共交通の基本方針」を踏まえ、地域の特性に即した公共交通ネットワークの形成を促進し、行政界を跨いだ移動手段の構築につながるよう取組を進めること。また、次世代交通の実装に向けて、引き続き技術面及び財政面の支援を行うこと。

（４）連続立体交差等による創出空間の有効活用

創出された高架下及び地上部の利用については、周辺整備と調和した総合的なまちづくりを実現するため、鉄道事業者に対し利用箇所や利用方法等について協議に応じるよう促すとともに、鉄道事業者分の利用について、地元市の意向を尊重するよう働きかけること。

（５）踏切対策の促進

都が策定した「踏切対策基本方針」において抽出されている「重点踏切」の早期解消を図ること。また、改正踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定された踏切道以外においても、踏切安全通行カルテで公表された「開かずの踏切」や事故の多い危険な踏切等の解消に向け、踏切道の拡幅や視覚障害者誘導ブロックの整備など更に効果的な対策を講じること。

3 都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等

要望先 都市整備局、環境局、建設局、下水道局、流域下水道本部

近年、局所型集中豪雨等の増加に伴う水害が頻発しており、都市型水害対策が大きな課題となっている。一方で、一級河川は平常時の水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。また、下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。ついては、水害や水循環機能及び下水道事業の諸問題に対し、以下の方策を講じること。

（１）都市型水害から生命や財産を守るための中小河川の整備

各種整備方針等を踏まえた、調節池や河川の早期整備を進めるとともに、維持管理を適切に行うこと。特に、溢水が起こる箇所については早急に整備を行うこと。

（２）水循環の形成に資する施策の推進

湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、都が管理する一級河川を含め、水循環の形成に資する多面的な施策を推進すること。また、瀬切れの起こる都の管理河川については、引き続き更なる改善措置等を講じるとともに、都の計画に基づき複断面河道の早期整備を図ること。

（３）局地的集中豪雨等による浸水対策の強化及び雨水流出抑制施設等の整備に係る支援制度の拡充

局地的集中豪雨等による浸水対策のうち、区域が複数市にわたるものについては、効率的・効果的に整備を進めるため、広域的な事業として流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備を進めること。併せて、流域貯留浸透事業費補助の対象拡大について、採択基準の見直しと事業費補助の補助率拡大を引き続き国へ働きかけること。

（４）市町村下水道事業の強靱化に向けた支援

老朽化した下水道管が急増している状況に鑑み、道路陥没事故等の発生から市民の安全・安心で快適な生活を確保するために、市町村下水道事業において下水道施設の老朽化対策を早急に進められるよう、これについても強靱化事業として補助対象の拡大を図るとともに技術的な支援を行うこと。

(5) 流域下水道編入に対する支援の充実

単独処理区（排水区）の流域下水道への編入は、水質改善と高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることができるが、諸課題の解決及び多大な経費が必要となることから、技術的・財政的な支援を行うこと。

4 業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備

要望先 都市整備局、産業労働局、建設局

首都圏整備計画に位置付けられている業務核都市の育成整備並びに「都市づくりのグランドデザイン」で設定された、広域的な産業連携や多くの人の交流が可能となる「多摩広域拠点域」及びその内側の都市産業の集積促進や多様なイノベーションを誘発する「多摩イノベーション交流ゾーン」の形成に向けた取組を推進し、多摩地域の広域的発展のため、以下の方策を講じること。

(1) 拠点の整備に関わる多角的支援及び事業実施の促進

業務核都市基本構想に定めた中核的施設や業務核都市形成のための基盤整備及び早期事業化に向けて、整備拠点内にある都有地の活用を始めとした諸施策の推進を図ること。また、継続的な技術面・財政面での支援を講じ、市と一体となり問題解決を図ること。

(2) 「多摩のまちづくり戦略」の実現に向けた対応

「多摩のまちづくり戦略」に掲げられた成長と成熟が両立した多摩の実現に向けて、多摩のまちづくり推進連絡会議を意見交換や情報提供の場とし、市と緊密に連携して共に取組を進めること。また、補助制度について、限定的な利用のみ可能となっていることから、適用範囲の拡充等を図ること。

(3) 物流拠点の大規模開発事業における支援の充実

東京西南部物流拠点整備事業の早期実現は、多摩地域全体の経済活力の向上につながることから、各種個別事業の推進を図るため、関係各局が連携して早期実現を図るとともに、企業誘致や補助の制度拡充を図ること。

(4) 土地区画整理事業等に係る補助率の引上げ及び柔軟な補助制度の拡充

土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る補助制度については、工事費の高騰が続くなか、施行者が安定して事業を継続するため、国に対し要望額全額が交付されるよう予算の確保や、採択要件の緩和及び補助率の引上げについて働きかけること。また、区画整理事業における無電柱化は事業資金に多大な影響を及ぼすことから補助の拡充を行うこと。

5 都市農地や緑の保全に対する施策の充実

要望先 都市整備局、環境局、産業労働局、建設局

都市農地は、地産地消や食育の現場であることに加えて、防災空間の確保、情操空間の提供、水源涵養やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、市街地における多面的な機能が評価されるようになっており、都市計画上でも効果的に保全を図っていくことが必要となっている。ついては、都市農業振興基本法の施行を踏まえ、都市農地の保全と活用を図るため、また、多摩地域に残されている貴重な緑を保全するため、以下の方策を講じること。

(1) 農業を継承できる税制の構築

生産緑地地区については、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、農地と一体化した農業用施設用地や屋敷林などに関する相続税の軽減措置など農業を持続的に継承できる税制が構築されるよう、引き続き制度の抜本的な改正を国に対し働きかけ、市へ情報を提供すること。

(2) 多摩地域に適した農地保全制度の構築

田園住居地域や農地保全に係る地区計画制度では、開発行為等の規制が厳しく生産緑地所有者の同意が得られないことから、市と連携し、多摩地域のような市街地と農地が共存した地域に適した都市計画制度を検討すること。また、緩和型の都市計画制度の承認手続の簡素化を国に対して働きかけ、市へ情報提供すること。

(3) 保全地域の指定及び財政負担の軽減

自然環境を有するエリアは、近年では減少傾向にあることから、保全地域として積極的に指定し、公有地化を図ること。

(4) 都立公園や都市計画公園整備の更なる推進

各方針等を踏まえ、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、大規模近郊緑地の保全と、更なる公有地化を推進すること。あわせて都市計画公園の整備促進のため、用地取得が重要となることから、市町村土木補助事業補助金において予算総額を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金において必要な予算額を確保するよう国へ働きかけること。

（５）ナラ枯れ等に対する財政支援の創設

林業経営保護のために、都内及び隣接県におけるナラ枯れの被害状況の情報分析や対応策についての共有を行うとともに、民有地に対する財政支援の創設を図るなど、都民や市及び企業等との協働による森づくりを推進すること。また、市が行うナラ枯れ材の有効活用策に対しての技術的支援を行うこと。

6 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進

要望先 都市整備局、環境局

横田基地は、周辺自治体のまちづくりに多大な影響を与えている。周辺住民をはじめ飛行経路直下の住民の安全で安心な生活環境を確保するため、以下の方策を講じること。

(1) 横田基地周辺自治体のまちづくり等への支援

基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境への影響に留まらず、在日米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部移転等により様々な影響を受けている。そのため、都において、基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層取り組むとともに、基地周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努めること。

(2) 航空自衛隊航空総隊司令部の機能拡大の抑止及び隷下航空機の飛来抑止

平成24年に米軍横田基地内に移転した航空自衛隊航空総隊司令部の運用に関しては、周辺住民が不安を抱かぬよう、引き続き、適時、情報収集及び提供に取り組むこと。また、これ以上基地機能を強化しないことや、総隊隷下の航空機の飛来については、必要最小限に止めることを、引き続き、国へ働きかけること。

(3) オスプレイの横田基地配備への対応

オスプレイの配備については、周辺住民にとって、安全性への懸念が拭えない状況にある。基地周辺自治体及び航路直下の自治体と連携し、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

(4) 航空機等の臨時的な飛来への対応

他基地所属の戦闘機等が米軍等からの詳細な情報提供がないまま、目的等も明確にされずに飛来している状況にある。都においては、基地周辺自治体と連携し、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

(5) 航空機事故等における住民の安全確保

令和5年11月29日に発生した墜落事故について、6年8月2日に事故調査報告書が公表されたが、基地周辺住民にとっては、オスプレイの安全性等に対する不安解消には至っていない。航空機事故等については、積極的な情報収集及び情報提供を行うこと。事故が発生した場合には、原因究明、再発防止を図り、さらに、点検整備を強化し、安全性が確認できるまでは運用を停止するよう、国を通じ米国へ働きかけること。

(6) 米軍関係者の飲酒運転に対する綱紀粛正の徹底

基地外において米軍関係者の飲酒運転による交通事故が無くならない状況が続いている。再発防止並びに米軍関係者に対する教育及び綱紀粛正の徹底について、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

(7) 横田基地における飛行訓練への働きかけ

市街地上空における低空飛行や、22時から6時までの飛行訓練、戦闘機等による訓練、土曜・日曜・祝日や入学試験等の特別な日の航空機の飛行を行わないよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。また、人員降下訓練等、基地の外に影響を及ぼす訓練に関する事前通報の徹底について、引き続き、国を通じ米国に対して働きかけること。なお、横田基地の運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう国へ働きかけること。

(8) 多摩サービス補助施設の返還及び共同使用の促進

多摩サービス補助施設について、施設返還に向けた取組を強化すること。返還がなされるまでの暫定的な対応として、自然散策や火工廠跡の見学など共同使用の推進について、関係機関へ働きかけること。

(9) 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

航空法等で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されることから、高度測定等実態調査の実施と基地の航空機騒音についての全容把握や、騒音測定に関する機器の購入及び苦情処理についての財政支援を、引き続き、国へ要望すること。都においても、市町村が実施する騒音測定に係る助成制度を創設するとともに、研修会の開催、評価・測定に係る助言、統一的な基準の策定等の技術的な支援を行うこと。

(10) 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、航空機の排ガスによる環境汚染調査・低周波音を含む航空機騒音等による周辺住民の健康への影響を調査し、実態を把握するよう働きかけること。航空機騒音による障害を防止又は軽減するための住宅防音工事の対象を拡大するよう、引き続き、国へ働きかけること。

(11) 飛行経路直下の地域に対する騒音調査及び財政支援

環境基準を適用する地域外の状況について、騒音の発生原因者である国に認識させるために、飛行経路の騒音測定を面的に実施するよう国へ働きかけること。安全性への懸念から、資産価値が周辺と比較して低くなっている第一種区域内及びその周辺地域の公共施設整備に対する財政支援の拡充を、引き続き、国へ働きかけること。

(12) 低周波音の測定対応

航路直下の地域を含め、航空機騒音のみならず低周波音・航空機に起因する振動も含めた騒音の測定体制を構築するとともに、低周波音の環境基準の設定及び騒音の測定方法や評価方法について、早急にマニュアルを作成するよう国へ働きかけること。オスプレイの飛行の実態を十分に把握するとともに、安全性に対する懸案事項の解決や騒音被害の軽減に向けての施策を講じるよう国へ働きかけること。

(13) いわゆる重要土地等調査法に関する情報提供の徹底

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種規制措置の運用等に関する情報、地元自治体に影響を与える事柄について、適時適切に情報提供を行うよう国へ働きかけること。

(14) オスプレイの立川飛行場飛来への対応

陸上自衛隊のオスプレイが、訓練のために立川飛行場に飛来することについては、周辺環境への負担増に加え、周辺住民の安全性への懸念や騒音被害増加への不安が高まっている状況にある。周辺住民のおかれている状況を十分に理解し、徹底した安全対策はもとより、周辺住民の生活環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう国へ働きかけること。

7 原油価格・物価高騰等に対する支援の充実

要望先 総務局、財務局、環境局、産業労働局

長期化する物価高騰の影響が事業者の経営を圧迫している。地域経済活動の活性化、事業活動の継続に対し、必要に応じた支援策を速やかに実施できるよう、財政的な支援を図ること。

(1) 原油価格・物価高騰等に対する財政支援の強化

地方創生臨時交付金等の各種対策に必要な財政措置を速やかに講じるよう国へ働きかけるとともに、都においても各種補助金の弾力的な運用や増額等、必要が生じた場合にその都度支援を行うこと。また、L P ガス利用者への支援等において、広域的かつ市町村間で差異のない対応が必要であることから、都による支援を引き続き行うこと。

(2) 地域経済活動の活性化

地域経済の活性化を図るため、令和5年度及び6年度に都が主体となって実施した、都内全域を対象にした二次元バーコード決済に係るキャンペーンのように、これまで都主体で実施した事業について多摩地域への効果検証等を行い、多摩地域の消費喚起を促す効果的な事業を検討し、適時適切に行うこと。

(3) 事業継続に対する支援の強化

国の補助金をはじめ、事業継続に対する各種支援は、手続の煩雑さに加え、商工会等が窓口であることから、商工会等の非会員の小規模事業者は活用しづらい状況にある。都は、相談窓口を設けるなどの支援をしているが、事業者に対する周知の強化に加え、より活用しやすい都独自の補助の仕組みを構築するなど、事業者ニーズにあった支援を行い、事業継続支援を強化すること。

8 都市農業の振興に向けての諸施策の充実

要望先 産業労働局

都市農業は、宅地化の進展による営農環境の悪化や耕地面積の減少、後継者の不足、野生鳥獣被害による生産性の低下等により、極めて厳しい状況におかれている。

都市農業の育成及び環境整備等、施設整備の充実による生産性向上等に向けた「都市農業経営力強化事業（都市農業振興施設整備）」をはじめ、都市農業の振興のため、次の諸施策を積極的に講じること。

（１）地場産農産物の更なる利用促進

地域農業振興を図り、農地の保全や食育を推進する観点から、地産地消を推進する「東京産農産物消費拡大支援事業」の事業実施主体に個人農業者も加える拡充を行うなど、地場産農産物の利用促進に資する更なる支援を行うこと。また、地場産農産物と都外農産物の価格差分を助成するなど、農業者や団体が学校給食へ地場産農産物をより多く、より供給しやすいシステムを構築すること。

（２）農業者の負担軽減に向けた支援の充実

繁忙期の配送業務と輸送コストが依然農業者の大きな負担であることから、負担を最小限とした配送システムや、奨励金制度等に取り組む市町村への支援など、流通事業者支援以外の支援制度を構築すること。また、高地価かつ土地が狭隘な都内で営農する小規模農業者が、経営持続、改善、多角化に積極的に取り組めるよう、施設整備や商品開発等に関する補助事業の見直しを行うこと。

（３）化学肥料等を用いた慣行栽培を行う農業者に対する物価高騰対策の充実

海外原料に依存している農業生産に必要な燃料や化学肥料、飼料等の高騰に対して、東京の農業経営を存続させるために、化学肥料等を用いた従来の栽培方法を行う農業者の設備の維持管理に必要な消耗品費や肥料・飼料等の原材料費等に対しても、物価高騰を踏まえ必要な財政支援を行うこと。

（４）東京農業の新たな担い手の確保

農業者人口減少等により更なる認定農業者の確保が困難なことから、担い手確保に向けた更なる施策を講じるとともに、親元就農を含む農業後継者等への支援策を拡充すること。また、援農ボランティア登録者増加施策の充実・周知強化、都養成ボランティアの派遣体制構築、ボランティア人材確保を目的とした各市町村の独自施策への財政支援や専門家等の派遣など、更なる支援を行うこと。

（５）有害鳥獣対策の強化

農作物が野生獣に荒らされ出荷不可となる被害が年々増加・広域化し、農業者においては、予定出荷量が確保できず、安定的な経営の維持が困難な状況にある。安定的な農業経営を支援するため、農業者が行う獣害対策への支援策に加え、都において広域的な対策を実施するなど更なる施策の拡充を図ること。

9 多摩産業交流センターを核とした広域多摩地域の産業振興促進

要望先 産業労働局

東京都立多摩産業交流センター（愛称「東京たま未来メッセ」）は、多摩地域が持つ産業集積の強みを生かして広域的な産業交流の中核機能を担う、多摩地区最大級のM I C E施設である。

イノベーションの創出や地域産業の振興に向け、多摩産業交流センターが多摩地域の産業拠点として最大限効果を発揮するため、以下の方策を講じること。

（１）多摩産業交流センターのイノベーション創出拠点としての整備及び運用

多摩地域を多様なイノベーションが創出されるエリアとして進化させるため、多摩産業交流センターが、企業同士の交流が生まれ、来場者が次世代技術を体験できるなど、M I C E施設に止まらない多摩のイノベーションの結節点として活用されるよう、ソフト面の整備も含めた施設の魅力向上を図ること。また、時流を捉え、ローカル5 Gの導入などハード面の更新を適宜適切に行うこと。

（２）「たま未来・産業フェア」の開催及び出展者数・来場者数の増加に資する取組の強化

高い技術力を有する中小企業等が集積する多摩地域の強みを広く発信し生かすため、多摩産業交流センターを積極的に活用し、新たな連携とイノベーション創出を目指す「たま未来・産業フェア」を継続して開催すること。また、多摩地域で開催することの利点等をより一層周知するとともに、市町村等と連携しながら、出展者数・来場者数の増加に資する取組を強化すること。

（３）多摩地域の自治体、商工会議所・商工会等が連携して実施する展示会等への支援の強化

展示会等の開催は、ビジネスマッチング機会の増や人材の確保等が期待できることから、「たま工業交流展」をはじめ、各市町村等が主体的・広域的に連携した事業の実施を検討中である。多摩地区にM I C E施設を設立した効果を十分に引き出すため、こうした事業に対して、情報発信や展示室利用料の減免を行うなど、都として指定管理者の積極的関与を促すとともに、展示会等の開催に係る経費について、都がより一層の財政支援を行うこと。

10 多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実

要望先 総務局、産業労働局

国内外からの旅行者が堅調に増えていることに対し、多摩地域 30 市町村が相互に連携を図るなかで、魅力発信や観光地域づくりを推進し地域に根ざした取組を持続できるよう、財政面を始めとする多面的な支援を講じること。

（１）観光推進組織による広域ネットワーク体制の推進と情報交換の支援の充実

多摩地域における観光産業振興のため、（公財）東京観光財団、多摩観光推進協議会を活用し、マイクロツーリズム等に対応した取組を市町村と連携しながら、都が主体的に進めていくこと。また、観光施策や補助事業に関する情報の積極的な提供に加えて、都と市町村の情報交換を一層促進すること。

（２）補助制度の拡充

インバウンド観光を含めた観光事業を更に活性化させるため、補助事業に関する周知を強化するとともに、アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業など各市町村から活用要望の多い補助制度については、要件の緩和と併せて、予算を拡充すること。

（３）多摩地域の認知度向上と誘客強化の継続

市町村や観光協会等が実施する外国人訪日観光客を中心とした誘客に関する広告・キャンペーン事業に対し支援を行うこと。

（４）観光振興に活用可能なデータの提供及びデータ活用支援の充実

市町村が観光施策の立案や事業検証を行えるよう、消費動向調査を各市町村 1 地点以上必ず設定しデータ提供を行うなど、市町村ごとの詳細なデータを収集・分析のうえ提供すること。併せて、令和 5 年度から開始した D X による観光データ活用等支援事業については、希望する自治体が支援を受けられるよう対象を拡大するとともに、継続して事業を実施すること。

11 自然災害に対する防災体制の確立

要望先 総務局、建設局、教育庁

東日本大震災や熊本地震、令和元年台風、令和6年能登半島地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制を早期構築すること。

(1) 都有施設の避難所としての活用

避難所の確保については、都立学校との間で協定を締結しているところではあるが、協力体制が不十分であるため、都の役割を明確にしたうえで、柔軟に協議に応じるよう、施設管理者へ更なる周知徹底を行うなど積極的に協力すること。特に、土砂災害警戒区域に居住する住民の避難所の確保については、早期に支援を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業への支援強化

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業は、受益者の負担割合が大きく、市町村や土地所有者による実施が困難な場合もあることから、当該事業の対象となる要件を緩和し、より多くの地域で対策事業を実施できるよう、都から国に対し、当該法律の改正を要望すること。

(3) 防災行政無線の整備の助成

土砂災害危険警戒区域等の住民へ避難情報を迅速かつ正確に伝えるためには、戸別受信機の導入が有効である。戸別受信機のみを整備する場合も防災基盤整備事業の対象となるよう、国に対し更なる財政支援を働きかけること。また、都において土砂災害警戒区域等の危険区域も対象とする戸別受信機の導入に係る補助制度を創設すること。

(4) 立川広域防災基地へのアクセス性の向上等

立川広域防災基地は、都の重要な防災拠点であるが、アクセスが悪いため、多摩川対岸の中央自動車道、国道16号線、20号線バイパス、甲州街道及び五日市街道へ通じる路線について整備を加速し、アクセス性を向上させること。

(5) M C A無線機代替機器の導入に向けた取組

市内関係施設や関係機関との情報伝達手段として活用しているM C A無線機は、令和11年5月末でサービス終了となるため、更に優れた代替手段の導入に向け、市町村と連携して調査研究及び情報提供を行うとともに、新たな代替手段の共同調達なども検討すること。

一 般 要 望

1 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る継続的な財政支援の実施

要望先 都市整備局

東京都耐震改修促進計画上、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の目標値について、令和 17 年度末までに総合到達率 100%を掲げているなか、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向け、次の対策を講じること。

(1) 助成制度の継続及び拡充

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進を図るため、耐震化に係る都の助成制度を継続するとともに、国に対して助成基準単価の上限額の撤廃など助成制度の拡充を図るよう要請すること。

2 木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援

要望先 都市整備局

東京都耐震改修促進計画上、住宅の耐震化率の目標値について、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消と掲げられている。令和6年能登半島地震により、住民の耐震化に対するニーズが高まっていることから、住宅の耐震化促進に向け、次の対策を講じること。

(1) 「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」の要件緩和等

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定及び同プログラムに基づく取組に当たっては、戸別訪問等の要件の充足が困難なため、更なる要件の緩和をすること。

(2) 「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」における補助額及び補助対象事業の拡充

所有者や市町村の負担を軽減し耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」の耐震診断に係る補助額を拡充するとともに、国の補助対象事業費限度額の引き上げを働きかけること。また、新耐震基準の木造戸建住宅等について、更なる住宅の耐震化促進を図るため、耐震改修のみではなく建替え及び除却についても補助対象事業に加えること。

3 都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等

要望先 住宅政策本部

公営住宅に対する需要は、障害者や高齢者のほか、子育て世帯など多様化している。

については、都営住宅の質的改善と居住環境整備の充実等について、以下の方策を講じること。

(1) 建替えや改修に伴う部屋タイプの協議と財政負担の軽減

都営住宅の建替えや改修に伴う部屋タイプの構成については、地域の自治が良好に機能するよう、ニーズが高い単身高齢者のほか、子育て世帯も含めた居住者の多様化の観点も踏まえ、市町村と十分に協議すること。また、入居者層が変化すると、行政サービスの需要が増加するなど、市町村のまちづくり施策に大きな影響を与えることから、都各局において連携し、必要な財政支援策を講じること。

(2) 建替えに伴う周辺環境整備と創出用地の有効活用

都営住宅の建替えにおいては、住民の利便性の向上や地域コミュニティの活性化につながるよう、市町村と十分に協議すること。また、建替えにより生じる創出用地については、市町村と協議しながら、地域特性に応じて、駅前拠点や商業、医療、福祉等の生活支援機能の誘導をし、民間の活力も活用すること。併せて移管手続中の創出用地については、適切に管理し、早期に移管手続の処理をすること。

(3) 小規模都営住宅の移管に係る方針の撤回

小規模な都営住宅について、市町村への移管を推進していく方針であるが、都営住宅は、広域的な住宅施策の展開のために都が設置しているものであるほか、人口減少等、方針策定時との社会情勢の変化により市町村で管理することは困難なため、本方針を撤回し、引き続き都の責任において管理すること。

(4) 入居制度の的確な運用による都営住宅ストックの有効活用

入居者募集に当たっては、単身世帯についても真に住宅に困窮する住民が入居できるよう、住宅困窮度の判定項目等の課題整理を早急に進め、ポイント方式を導入すること。

4 企業誘致制度の更なる充実

要望先 主税局、環境局、産業労働局

東京の強みである産業集積を将来にわたって維持・確保していくため、様々な施策に取り組んでいるものの多摩地域では企業が転出していく状況が続いている。超高齢社会の到来により、歳入の根幹である個人市民税の減収が想定されるなか、税収の確保を図るためには、企業誘致を積極的に進めていく必要がある。

このため、以下の方策を講じること。

(1) 企業誘致制度の充実

都が各自治体の企業誘致に関する実情やニーズを把握したうえで、不動産取得税の減免や奨励金などの助成制度の創設、現行支援制度の継続及び要件緩和等の拡充、事業系用水確保に係る負担軽減策や誘致のためのPRなど、多摩地域への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して、主体的・積極的に取り組むこと。

5 商店街活性化事業の拡充

要望先 産業労働局

地域の商店街や零細企業に対する活性化対策に寄与している「商店街チャレンジ戦略支援事業」、とりわけ「政策課題対応型商店街事業」について、次のとおり支援の拡充を図ること。

(1) 商店街チャレンジ戦略支援事業の充実

商店街のイベントには自然を活用したものが多くあるが、開催が不安定であり春のイベントは期間が年度を跨ぐものもある。そのようなイベントを積極的に計画できるよう、補助対象を広げること。また、イベントに係る1商店街当たりの年間補助対象回数及び補助率を引き上げるほか、対象経費の範囲や交付方法についても商店街の実情に合わせ、要件の緩和を図ること。

(2) 街路灯の維持管理経費に対する補助の拡充

加盟店舗の減少等に伴う財政難から、商店街の夜間の賑わい創出や魅力向上、防犯対策等に資する街路灯のLED化等の整備が進まず、また、撤去を要する老朽化した街路灯の撤去費用を工面できない状況が懸念される。ついては、街路灯の維持管理にかかる補助対象の拡大、補助率の引上げを行うこと。また、倒壊等の危険から地域住民を守る観点からも、補助金の概算払いを導入すること。

6 外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進

要望先 環境局、産業労働局、建設局

「生物多様性保全のための計画策定事業」については、地域の実情に即した策定が推進されるよう補助率の引上げ等、一層の財政支援を次のとおり実施すること。また、外来生物であるアライグマ・ハクビシン等の生息域は拡大し、生物多様性への影響、市街地に出没した野生鳥獣による市民の生活環境への被害及び農作物被害は深刻化しており、喫緊の対策が必要であるため、以下の方策を講じること。

(1) 生物多様性への影響や農作物及び生活環境への被害をもたらす外来生物の防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン等の害獣防除を効果的に進めるため、外来種対策事業の補助率、補助期間及び補助要件の見直しを図り、市が本事業に継続して参加しやすい環境を整えること。また、定着を防止するために、都が管理する山林や河川区域等の環境整備、都管理区域への罠設置に関する手続の簡素化のための法改正等を国へ働きかけるなど、より一層の対策を図ること。

(2) 特定外来生物対策の確実な実施及び国への要望

ヒアリ等の生息が確認された場合、駆除を迅速・着実に実施するため、危険な特定外来生物についての防除の取組に対する補助率のかさ上げ、補助要件の見直し等、一層の財政支援等更なる措置を講じること。特に、被害が急激に拡大し、広域化しているクビアカツヤカミキリ等については、都が主体となった防除体制の構築及び財政支援を図りつつ、国に対し、正しい知識の普及啓発及び侵入・定着防止策の検討及び実施を求めること。

(3) 市街地及び住宅地に出没する野生生物への対策

大型・中型獣類の市街地等への出没について、都が中心となり、警察及び市の広域連携を含めた実効性のある対応時の枠組みを再構築するとともに、指定管理鳥獣等の広域的な生息調査を実施すること。「大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアル」は、市の意見を十分に聴取せずに策定されたものであるため、各市への意見聴取を丁寧に行い、実態に即した内容に改正すること。

（４）野生獣の生息数及び生息範囲の抑制

ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ及びニホンザルなど野生獣による被害が拡大しているため、獣種ごとに管理計画を策定したうえで、都が積極的に捕獲を行い、生息数及び生息範囲の抑制の推進を図ること。

（５）市街地におけるムクドリ被害への対策

市街地で集団化するムクドリの生活環境被害の解決に向けて、追い払いや街路樹剪定等の様々な対策を行っているが、ムクドリは広域的に移動することもあり、根本的な解決には至っていない。そのため、都においてムクドリを予察捕獲の対象とするに留まらず、国に対し、ムクドリを狩猟鳥獣として捕獲等の対象とするよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令の改正を働きかけること。

7 アスベスト対策の強化

要望先 都市整備局、環境局

建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加及び大気汚染防止法の改正に伴う事前調査結果の報告受付、立入検査等、市のアスベスト関連業務の大幅な増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、以下の方策を講じること。

(1) 解体に伴う調査に係る財政支援の充実

都の「吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業補助金」に関して、アスベスト飛散防止徹底のため、除去工事等に係る経費への助成対象に成形板等も含めること。また、都の「区市町村との連携による環境政策加速化事業において補助を行っている、市の大気調査及び解体現場での飛散状況調査に伴う機器の購入費用等に対して、補助率のかさ上げ等、一層の財政支援を行うこと。

(2) 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての情報提供等

アスベストの適正除去、処理に当たっては、都市整備局と環境局が連携し、発注者及び受注者双方への更なる周知徹底を図るとともに、市へ引き続き技術支援及び情報提供を行うこと。また、令和2年6月の法改正による、これまで届出不要だった規模の工事における不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る事業者に対する法的措置を、引き続き国へ働きかけること。

(3) アスベストの適正除去、処理等に係る技術支援の強化

有資格者による事前調査の義務付け等、届出、現場での掲示及び記録等の備え置きその他調査実施者の要件等に関し、発注者及び受注者双方への周知徹底を図ること。また、アスベスト含有廃棄物については、埋立処分場の受入量に限界があることなどを踏まえ、埋立処分以外の方法を拡充するよう国へ働きかけること。

